

## 解 説

# マリン・エコラベル・ジャパン認証と認証取得について

渡邊剛幸\* §

## Marine Eco-Label Japan Scheme and the Process for Obtaining Certification

Takayuki Watanabe\* §

**要約**：2005年にFAO（国連食糧農業機関）の水産委員会において、漁業、養殖業における水産エコラベルのガイドラインが策定され、多くの国で水産エコラベル認証が開始された。水産エコラベルの仕組みと成り立ち、日本国内で用いられている水産エコラベル認証の種類と特徴、マリン・エコラベル・ジャパン協議会の生産段階認証（漁業、養殖）、流通加工段階認証の要求事項とその審査を解説した。

**キーワード**：水産エコラベル，MEL，漁業認証，養殖認証，流通加工段階認証，要求事項，認証取得

### まえがき

1995年にFAO（国連食糧農業機関）総会で「責任ある漁業のための行動規範」が採択され、水産資源の管理や生態系保全等の行動規範を具体化する水産エコラベルについて検討が始まった。2005年にFAO水産委員会で「海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベルのためのガイドライン」が採択、2011年に同委員会で「養殖業および内水面漁業に関する認証スキームの国際的なガイドライン」が策定された（水産庁，2020a）。一方、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックの食材調達基準が策定され、認証水産物等が選手村で提供された。リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックにおいても調達基準が規定され、Marine Stewardship Council（MSC）：海洋管理協議会やAquaculture Stewardship Council（ASC）：水産養殖管理協議会の認証水産物等が選手村で提供された。東京オリンピック・パラリンピック（予定）においても同様に持続可能性に配慮した調達コードや飲食提供の基本戦略等が策定され、水産

物の調達基準を満たすことを確認する方法として、MSC，ASC，Marine Eco-Label Japan（MEL）：マリン・エコラベル・ジャパン協議会，Aquaculture Eco-Label（AEL）：日本食育者協会の水産エコラベル認証水産物等が記載されている（水産庁，2020a）。

また、日本国内では、1996年に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の成立、2001年に水産基本法の制定、2018年に漁業法等の一部を改正する等の法律が交付され、水産資源の管理が進められている。この間、2015年には、国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールと169のターゲットが示された。このような背景の中で日本においても水産エコラベルへの関心が高まり、徐々にではあるが水産認証取得事業が拡大しつつある。

ここでは、水産エコラベルの成り立ち、国内で主に用いられている水産エコラベル認証スキーム、日本発の認証スキームであるMELの認証スキームの枠組み、MEL認証の種類と要求事項、MEL認証取得の流れを解説する。

（2020年12月3日受付，2021年1月4日受理）

\* 公益財団法人海洋生物環境研究所 中央研究所（〒299-5105 千葉県夷隅郡御宿町岩和田300番地）

§ E-mail: t-watanabe@kaiseiken.or.jp

## 1. 水産エコラベルについて

水産エコラベルは、水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業を確認するため、2005年にFAO水産委員会で採択された「海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベルのためのガイドライン（以下、FAOガイドラインと略す）」に沿った取り組みである（水産庁，2020a）。FAOガイドラインは、①科学的な根拠に基づいた客観的な方法による漁業審査，②透明な認証プロセス，③漁業の管理体制，対象魚種の持続可能性，生態系保全の3要素に基づいた基準の3つの原則からなる（大日本水産会，2020）。FAOガイドラインでは、水産エコラベルは、運営主体であるスキームオーナーがFAOガイドラインが示す3つの原則に沿って認証規格等を設定し、第三者機関がその認証規格等に基づいて審査を行い、認証する仕組みである。

FAOガイドラインが採択されると、世界中で多数の水産エコラベル認証スキームが誕生し、140以上の乱立状態に至った（大日本水産会，2020）。多くのスキームが乱立し、各スキームにより質や厳しさが異なり、利用する事業者あるいは消費者にとって混乱と不経済を招くこととなることから、水産エコラベル認証スキームの信頼性確保と普及・改善を目的として、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）、国際的な水産関係企業17社およ

びNPO法人3社により、Global Sustainable Seafood Initiative（GSSI）が国際的なプラットフォームとして2013年2月に設立され、情報交換の促進や、Global Benchmark Toolの開発およびこのツールに基づく各認証スキームの承認が行われている（水産庁，2020a）。現在、GSSIに承認された認証スキーム（第1表）は、2016年7月に承認されたAlaska RFM（アメリカ，漁業認証）以降、8スキームが承認を受けている。

日本で主に活用されている水産エコラベル認証は、海外発の漁業認証MSC，養殖認証ASC，日本発の漁業認証MEL，養殖認証AELの4種類が知られており、AEL以外はGSSI認証スキームである（水産庁，2020a）。なお、MEL協議会は、既に養殖認証を行っているAELのスキームオーナーである日本食育者協会との間で、将来的に双方が運営するスキームをMELに統合することで合意している。日本食育者協会では、AEL認証取得または更新審査時にはMEL養殖認証の存在を伝えるとともに将来的に統合予定であることを説明することとなっている（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2018a）。

海外発のMSC，ASCは、全世界の漁業，養殖を対象としているのに対して、日本発のMEL，AELは日本の漁業，養殖を対象としている。取得費用についてみると、MSCで150万円～1,300万円、ASCで数百万円、MELで50万円～150万円程度で

第1表 GSSIから認証されたスキーム

漁業/養殖認証スキーム名	GSSI認証時期
Alaska RFM（アメリカ，漁業） Certified Seafood Collaborative	2016年7月
IRF（アイスランド，漁業） Iceland Responsible Fisheries	2016年10月
MSC（イギリス，漁業） Marine Stewardship Council	2017年3月
BAP（アメリカ，養殖） Best Aquaculture Practices	2017年10月
GLOBALG. A. P.（ドイツ，養殖） Good Agricultural Practices	2018年4月
ASC（オランダ，養殖） Aquaculture Stewardship Council	2018年9月
G. U. L. F.（アメリカ，漁業） Gulf United for Lasting	2018年10月
CQA（アイルランド，養殖） Certified Quality Aquaculture	2019年2月
MEL（日本，漁業・養殖） Marine Eco-Label Japan	2019年12月

あり、MELが安価である（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2019）。認証にかかる経費については、スキームにより異なるので、各スキームの認証機関へ相談することが必要である。

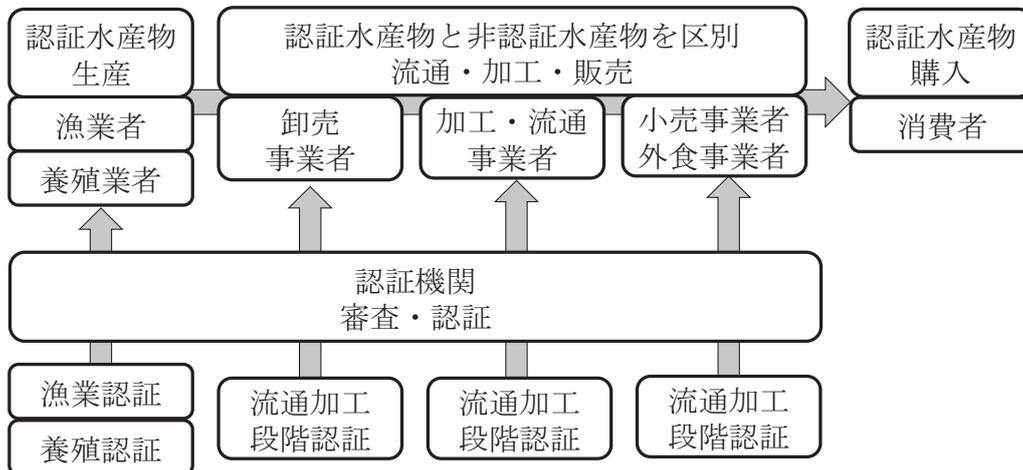
水産エコラベルの認知度についてみると、令和元年の農水省調査（農水省，2020）で、水産エコラベルのマーク（言葉）の意味を知っていたのは消費者モニターで約12%，漁業者モニターで約11%，流通加工事業者モニターで約24%であったが、消費者モニターにおいて、“価格が1割高くても水産エコラベルが添付されている方を買う”が約8%，“価格が1割未満であれば水産エコラベルの商品を買う”が約21%で、“価格が同程度であれば水産エコラベルの商品を選ぶ”を合わせると約76%が潜在的な消費者となることが示された。しかし、主婦連合会からは、農業以上に、漁業のことを消費者は知らず、消費者の選択のためにも、漁業は水産エコラベルだけでなく、もっと幅広く多様な情報発信を求められている状況にあり（平野，2020），丁寧な情報発信が必要と考えられる。

## 2. MEL 認証について

水産エコラベル認証には、生産段階認証（漁業、養殖）と流通加工段階（Chain of Custody, CoC）認証があり、生産段階認証では持続可能で環境に配慮した漁業または養殖業で生産された水産物であること、流通加工段階認証では認証された水産物が非認証水産物と混ざることなく、流通・加工・小売等の事業者から消費者へ届くことを担保している（第1図）。

日本の水産エコラベル認証は、FAOガイドラインを受けて、2007年に大日本水産会内にマリン・エコラベル・ジャパンが設立され、スタートした（大日本水産会，2007）。その後、国内外の水産エコラベルへの関心に応えるとともに、国際標準化に向けた透明性、公平性を確保するため、一般社団法人化することが決定され、2016年12月に前述の事業を引き継ぐ形で、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が設立された（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2016）。

MEL協議会は、水産物を持続的に利用するという考え方の日本社会への定着を2020年東京オリンピックでのレガシーとすることを使命とし、生産



第1図 水産エコラベル認証と認証水産物の流通。

者、加工・流通事業者、消費者、政治・行政、研究機関、メディア等の領域を超えた協働を行い、日本の水産物の国際評価の上昇、トレーサビリティの担保、持続的な活動を実施することを表明するとともに、水産エコラベルの社会的地位の確立を目指している（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2019）。

MEL協議会では、国際標準化を目指し、漁業認証規格および流通加工段階認証規格を改訂し、漁業認証規格（Ver.2.0）、流通加工段階認証規格（Ver.2.0）が2018年2月1日に発行された。さらに、新たに養殖認証規格（Ver.1.0）が2018年3月9日に発効された。MEL協議会は、国際規格であるFAOの水産エコラベルガイドラインを準拠した国際的な機関であるGSSIへ2018年9月に申請を行い、GSSIの審査で多くのパブコメにも対応し、2019年12月に承認された（大日本水産会，2020）。MELは、世界で9番目、アジアで初めてGSSIの承認を受け、漁業認証、養殖認証、流通加工段階認証の3種類のスキームオーナーとなった。

現在、唯一の認証機関である（公社）日本水産資源保護協会は、国際認定機関フォーラムに加盟している（公財）日本適合性認定協会の認定に対して2018年5月から取り組み、製品認証機関（ISO17065）に基づく審査を受け、2019年3月28

日に認定された（大日本水産会，2020）。

### 3. MELスキームにおける認証の種類と要求事項

MELスキームにおける3種類の認証（漁業認証、養殖認証、流通加工段階認証）の各要求事項の概略を説明する。なお、本解説では、2020年11月11日現在の最新版を参考としており、それぞれの認証スキームは定期的に改訂されるので、最新版を確認されたい。

#### ・漁業認証

漁業認証規格の最新版（Ver.2.0，2018年2月1日発効）における認証の範囲は、同一管理規則のもと、対象漁獲種および漁法を特定して行われる漁業となる（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2018b）。漁業認証における3原則を第2表に示す。①管理体制に関する要件では関係法令、規則、取り決め等の遵守について、②対象資源に関する要件では持続可能な資源の利用について、③生態系への配慮に関する要件では管理体制の確立について、それぞれ審査される。

#### ・養殖認証

養殖認証規格の最新版（Ver.1.0，2018年3月9日発効）における認証の範囲は、同一管理規則の

第2表 漁業認証における3原則

原則	判定指標	要求事項
原則1	管理体制に関する要件（確立された実効ある管理体制の下で漁業が行われていること）	
	1.1 漁業免許、許可等の取得審査	
	1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守	
原則2	対象資源に関する要件（対象資源が持続的に利用される水準を維持していること）	
	2.1 対象資源の生物学的情報（以下の項目を含む）が把握されていること	
	1. 分布と回遊	
	2. 年齢・成長・寿命	
	3. 成熟と産卵	
	2.2 対象資源の現状と傾向を判断するための科学的根拠が収集・維持されていること	
	2.3 資源評価にあたっては、対象資源の分布範囲における、審査対象となる漁業以外による漁獲の影響、及び資源の回復力（レジリエンス）についても考慮されていること	
	2.4 収集された情報をもとに対象資源の現状と傾向に関する評価が行われ、評価結果が管理のための意思決定に反映されていること、また、評価結果及びその手法について、適時開示されていること	
	2.5 最大持続生産量（MSY）または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、公的機関によって設定された維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）、あるいは科学的根拠に基づき設定された代替水準が設定されていること	
	2.6 対象資源に漁獲可能量（TAC）制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されていること	
	2.7 対象資源に対して過剰な漁獲が行われておらず、資源回復措置を講じる必要のある基準を下回る場合には、加入乱獲を避けるため適時必要な措置が講じられていること	
原則3	生態系への配慮に関する要件（生態系への保全に適切な措置がとられていること）	
	3.1 生態系に配慮した管理体制の確立	
	3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮	

もと、養殖魚種および生産方法を特定して行われる養殖業となる（マリン・エコラベル・ジャパン協議会，2018c）。養殖認証における4原則を第3表に示す。①養殖生産活動の社会的責任では関係法令，条例等の遵守について，②養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮では良好な生育環境，疾病予防・治療について，③食品安全の確保では汚染の防止，衛生管理について，④環境保全への配慮では飼餌料・残餌等の管理，種苗管理，生態系への配慮について，それぞれ審査される。

### ・流通加工段階認証

流通加工段階認証規格の最新版（Ver.2.0，2018年2月1日発効）における認証では，MELのロゴマークが表示された製品が，MEL漁業認証または養殖認証に適合した水産物であることを確実にするために策定された（マリン・エコラベル・ジャパン

協議会協議会，2018d）。流通加工段階認証における4原則を第4表に示す。①申請者に関する要件では関係法令等の遵守，仕入先が生産段階認証または流通加工段階認証を有していることについて，②管理体制に関する一般的要件では責任者の設置および関連文書の保管等，管理体制の整備について，③仕分けおよびトレーサビリティを確立するための要件では認証対象水産物以外の水産物の混入や混在が生じないことの確保について，④ロゴマーク使用・管理に関する体制では「ロゴマークの使用・管理規定」に基づき使用管理できる体制を有していることについて，それぞれ審査される。なお，流通加工段階認証については，認証水産物を扱う住所が一つのシングルサイト，複数で経営形態が異なるマルチサイトA，B，Cで評価項目数が異なる。

第3表 養殖認証における4原則

原則	判定指標	要求事項
原則1	養殖生産活動の社会的責任	
	1.1 水産動植物の養殖に当たっては，該当する関係法令，養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること	
原則2	養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮（養殖対象水産動物の衛生福祉が確保されていること） （水産動物を対象とする養殖に適用する）	
	2.1 養殖対象水産動物がその種に適した良好な環境で飼育され，できるだけ水産動物にストレスを与えない配慮をした飼育管理を行い，病気の予防に努めていること	
	2.2 養殖対象水産動物に発生する疾病の予防，拡散の防止に努め，水産動物が健全に生育するよう飼育管理が行われていること	
	2.3 養殖対象水産動物に疾病が発生した場合に，法令を遵守し，適切な治療が行われていること	
原則3	食品安全性の確保（生産物の食品安全が確保される養殖が営まれていること）	
	3.1 養殖作業，養殖環境や養殖資材からヒトの健康に有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること（全養殖対象種に適用する）	
	3.2 水産用医薬品の残留防止について，適切な作業手順が定められ，それに基づいて医薬品が適正に使用されていること（水産動物を対象とする養殖に適用する）	
	3.3 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染についてのリスクを把握し，適切な給餌管理が行われていること（給餌養殖に適用する）	
	3.4 二枚貝等の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い，種苗の導入から出荷に至る全ての工程において，トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ，検証可能な記録が残されていること（二枚貝養殖等に適用する）	
	3.5 生産物の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い，種苗の導入から出荷に至る全ての工程において，トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ，検証可能な記録が残されていること（二枚貝養殖等以外に適用する）	
原則4	環境保全への配慮（環境に配慮された養殖が営まれていること）	
	4.1 養殖に用いる器具，機材ならびに養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止し，また，養殖環境への養殖生産による負荷を最小限にとどめる管理がなされているかを検証・監視するための適切な手順を定め，実践していること	
	4.2 養殖に用いる飼餌料は，天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること（給餌養殖に適用する）	
	4.3 養殖に用いる種苗について，天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること（水産動物を対象とする養殖に適用する）	
	4.4 養殖場およびその周辺環境における保護対象となる野生生物の生息環境に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること（全養殖対象種に適用する）	

第4表 流通加工段階認証における4原則

原則	判定指標	要求事項
原則1	申請者の資格に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 申請者は、認証水産物、非認証水産物その他製品を取り扱う場合も含め、関連する国内法を遵守していなければならないこと</li> <li>1.2 申請者は、直近の仕入れ先が生産段階認証、または、流通加工段階認証を取得していることを確認しなければならないこと</li> <li>1.3 マルチサイト申請者は、本規格に含まれる要件に加えて、付属書2の1項に定める追加要件に適合していなければならないこと</li> </ul>
原則2	管理体制に関する一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 管理体制の確立</li> <li>2.2 変更に関する報告</li> <li>2.3 マルチサイト申請者は、本規格の要件に加えて、付属書2に定める管理体制に関する追加要件を満たさなければならないこと</li> </ul>
原則3	仕分け及びトレーサビリティの確立のための要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1 申請者は、仕入れた認証水産物が、認証漁業・養殖業から供給され、流通加工段階認証を受けた事業者によってのみ加工流通されてきたことを確認できる体制を有していなければならない。当該の体制には下記を含めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 仕入れ先</li> <li>2. 仕入れ日</li> <li>3. 仕入れ重量</li> <li>4. 直近の仕入れ先の生産段階認証状況、または、流通加工段階認証の状況</li> </ul> </li> <li>3.2 申請者は、すべての段階において、認証水産物を識別できる体制を有していなければならないこと</li> <li>3.3 申請者は、すべての段階において、仕分けされていることを確実にする仕組みを有していなければならないこと</li> <li>3.4 申請者は、認証水産物に対して加工あるいは梱包・再梱包を行う場合、下記を記録しなければならないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 加工あるいは梱包・再梱包の日付け</li> <li>2. 加工、梱包、再梱包の業務内容</li> <li>3. 加工、梱包、再梱包する前の重量</li> <li>4. 加工、梱包、再梱包した後の重量</li> </ul> </li> <li>3.5 認証取得後、申請者は、認証水産物の出荷先に下記を提供しなければならないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者自身の流通加工段階認証の状況</li> <li>2. 出荷日</li> <li>3. 出荷重量</li> </ul> </li> </ul>
原則4	ロゴマークの適切な管理に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1 申請者は、ロゴマークの表示にあたって、別途定める「ロゴマークの使用・管理規程」に基づき、使用管理できる体制を有していなければならないこと</li> </ul>
付属書1	内部監査と不適合に対する是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 内部監査に関する要件</li> <li>2 是正処置に関わる要件</li> </ul>
付属書2	マルチサイト申請者に対する追加要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 マルチサイト申請者の資格に関する要件</li> <li>2 マルチサイト申請者Aの管理体制に関する要件</li> <li>3 マルチサイト申請者Bの管理体制に関する要件</li> <li>4 マルチサイト申請者Cの管理体制に関する要件</li> </ul>

#### 4. 漁業者、流通加工業者における認証取得の流れ

認定取得に関する一連の流れ（第2図）は、事前準備（①～②）、審査（③～⑩）、ロゴマーク使用についてMEL協議会との契約締結（⑫）、認証の維持（⑬）から構成される（大日本水産会，2018）。

事前準備では、①認証取得の検討、②各認証規格の要求事項・判定基準を確認し、取り組み状況のチェックを行い、不適合がある場合には是正を行う。

審査では、③認証機関から申請書をダウンロードし、準備を行い、④申請書を提出し、⑤審査契約の締結を行う。認証機関は、⑥審査チームを編成し、⑦書面審査、⑧現地審査を行い、不適合がある場合には申請者へ期日を示し、是正を求める。審査終了後、⑨審査チームは認証機関事務局

へ審査報告書を提出し、⑩判定委員会で認証の判定を行う。判定委員会で妥当と判断され、認証が決定すると⑪申請者は認証機関との認証契約の締結を行い、認証機関は認証の登録とともに証明書を発行する。⑫申請者はMEL協議会とロゴマーク使用に関する契約を締結した時点からロゴマークの使用を開始することができる。

⑬認証の維持（終了）では、1年ごとの年次審査、認証の有効期限ごとの更新審査を受けることになるが、維持を行わない場合には認証の終了となる。なお、認証の有効期限は、漁業認証で5年、養殖認証および流通加工段階認証で3年と規定されている。年次審査および更新審査においても不適合がある場合には期日までの是正が必要となる。



第2図 認証取得の流れ（水産エコラベル認証ガイドを改変）。

## 最後に

現在のMEL認証取得の事業者数は、2020年11月19日現在において、漁業認証（Ver.2.0）で5件、養殖認証（Ver.1.0）で30件、流通加工段階認証（Ver.2.0）で38件である。改訂前のMELの漁業認証（Ver.1.0）、流通加工段階認証（Ver.1.0）の有効期限が2021年1月31日までとなっており、それらの事業者の更新や、水産白書（水産庁，2020b）でも我が国水産物の販路の多様化につながる水産エコラベルの活用を推進すると示されていることから申請件数も増加している。

農水省における水産エコラベルの認知度調査では、水産エコラベルの商品に対する潜在的な消費者は約76%にあり、MEL協議会によるシーフードショーでのブース設置、各地の浜での説明会開催により、認証取得を目指す事業者が増加すると予想される。また、認証水産物のロゴマークが付いた商品が店頭に多く並ぶことにより、水産業界、加工・流通業界、消費者への認知度も向上すると思われる。

漁業認証についてみると、MSCなど主要な水産エコラベルは高緯度の比較的単純な生態系の中で単一魚種を漁獲する漁業を認証する制度であるのに対して、MELは日本のような中緯度地域の複雑な生態系の中で多魚種を漁獲する漁業に適用するように設計されており、将来的には東南アジアでの漁業にも適用でき、MELはアジア全体の水産業の発展に寄与すると期待されている（東京大学，2019）。

海生研では、研究領域と目標として、エネルギーの生産と海域環境の調和、安心かつ安定的な食糧生産への貢献、関係機関・社会との連携強化を掲げ、事業を進めている。この内、安心かつ安定的な食糧生産への貢献の分野で、国際的なガイドラインに基づいて、水産物が持続的に漁獲・養殖され、それらが消費者に供給されることを認証する事業にも取り組むことを検討している。

## 謝辞

本稿のとりまとめに当たり、有益なご助言を頂いた（公財）海洋生物環境研究所の木下秀明博士、渡邊幸彦研究参与に深謝いたします。

## 引用文献

- 大日本水産会（2007）. マリン・エコラベル・ジャパン設立される. <https://www.suisankai.or.jp/topics/topics07/pdf/topics024.pdf>（2020年11月11日アクセス）
- 大日本水産会（2018）. 水産エコラベル認証取得のためのガイド. [https://www.suisankai.or.jp/video/download/certification\\_guide.pdf](https://www.suisankai.or.jp/video/download/certification_guide.pdf)（2020年11月11日アクセス）
- 大日本水産会（2020）. 水産エコラベルガイドブック. 成山堂書店，東京，1-145.
- 平野祐子（2020）. 特集水産エコラベルの価値再考 消費者が判断できる情報発信を！アクアネット，**23(3)**，29-31.
- マリン・エコラベル・ジャパン協議会（2016）. 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会の設立について. <https://www.melj.jp/news/%e3%80%90e9%87%8d%e8%a6%81e3%80%91e4%b8%80e8%88ac%e7%a4%be%e5%9b%a3e6%b3%95e4%ba%ba%e3%83%9e%e3%83%aa%e3%83%b3e3%83%bb%e3%82%a8%e3%82%b3e3%83%a9e3%83%99e3%83%ab%e3%83%bb%e3%82%b8e3%83%a3-2>（2020年11月11日アクセス）
- マリン・エコラベル・ジャパン協議会（2018a）. 養殖エコラベル（AEL）及びマリン・エコラベル・ジャパン（MEL）に係る確認事項. <https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2018/03/%EF%BC%AD%EF%BC%A5%EF%BC%AC%E3%81%A8%EF%BC%A1%EF%BC%A5%EF%BC%AC%E3%81%AE%E7%A2%BA%E8%AA%8D%E4%BA%8B%E9%A0%85.pdf>（2020年11月11日アクセス）
- マリン・エコラベル・ジャパン協議会（2018b）. 漁業認証規格Version 2.0. [https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E6%BC%81%E6%A5%AD%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC\\_ver.2.0.pdf](https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E6%BC%81%E6%A5%AD%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC_ver.2.0.pdf)（2020年11月11日アクセス）
- マリン・エコラベル・ジャパン協議会（2018c）. 養殖認証規格Version 1.0. [https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E9%A4%8A%E6%AE%96%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC\\_ver1.0.pdf](https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E9%A4%8A%E6%AE%96%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC_ver1.0.pdf)（2020年11月11日アクセス）

- マリン・エコラベル・ジャパン協議会 (2018d). 流通加工段階認証規格Version 2.0. [https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2020/09/CoC-standard\\_ver2.0\\_ja.pdf](https://www.melj.jp/wp-content/uploads/2020/09/CoC-standard_ver2.0_ja.pdf) (2020年11月11日アクセス)
- マリン・エコラベル・ジャパン協議会 (2019). 水産エコラベル認証取得のための講習会「日本の水産業の新たな発展に資する水産エコラベル構築」を目指して. [https://www.suisankai.or.jp/video/download/mel\\_explain\\_jp.pdf](https://www.suisankai.or.jp/video/download/mel_explain_jp.pdf) (2020年11月11日アクセス)
- 農水省 (2020). 食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査. <https://www.maff.go.jp/j/finding/mind/attach/pdf/index-19.pdf> (2020年11月11日アクセス)
- 水産庁 (2020a). 水産エコラベルをめぐる状況について. <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/budget/attach/pdf/suishin-16.pdf> (2021年2月18日アクセス)
- 水産庁 (2020b). 令和元年度水産白書. <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R1/attach/pdf/index-12.pdf> (2020年11月11日アクセス)
- 東京大学 (2019). 日本発の国際標準化された水産エコラベル. [https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/h27kakushin/chiiki\\_2020\\_result-c112-t01.pdf](https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/h27kakushin/chiiki_2020_result-c112-t01.pdf) (2020年11月11日アクセス)